

国立大学法人京都教育大学組織運営規則

平成16年 4月 1日 制 定
令和 4年 1月 4日 最終改正

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都教育大学（以下「法人」という。）の組織運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人の組織運営については、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）その他の法令に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。
(事務所の所在地)

第2条 法人の主たる事務所は、京都府京都市伏見区深草藤森町1番地に置く。
(法人の業務)

第3条 法人は、京都教育大学（以下「大学」という。）を設置し、これを運営する。

2 前項のほか、法人は、法人法第22条に規定する業務を行う。
(役 員)

第4条 法人に、役員として、学長、理事3人及び監事2人を置く。
(役員の職務及び権限)

第4条の2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事に関し必要な事項は、別に定める。

第4条の3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、法人が法人法又は準用通則法（法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）をいう。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書、その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

5 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

6 監事に関し必要な事項は、別に定める。
(教職員)

第5条 法人に、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、技術職員及びその他必要な職員（以下「教職員」という。）を置く。

2 教職員の職務等に関する事項は、法令の定めるところによるほか、別に定める。
(役員会)

第6条 法人に、学長及び理事で構成する会議（以下「役員会」という。）を置く。

2 学長は、法人法第11条第2項各号に規定する事項について決定しようとするときは、

役員会の議を経なければならない。

(経営協議会)

第7条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

(教育研究評議会)

第8条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

(学長選考・監察会議)

第9条 法人に、学長の選考等を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

(法人の室、事務組織等)

第10条 法人に、室、附属学校部、事務局その他の組織を置く。

(学部・大学院)

第11条 大学に、教育学部、大学院教育学研究科、大学院連合教職実践研究科及び特別支援教育特別専攻科を置く。

2 大学院連合教職実践研究科は、国立大学法人京都教育大学、学校法人京都産業大学、学校法人京都女子学園、学校法人京都橘学園、学校法人光華女子学園、学校法人同志社、学校法人ノートルダム女学院、学校法人佛教教育学園、学校法人龍谷大学、京都府教育委員会及び京都市教育委員会の間で締結された協定書に基づき設置する。

(附属施設)

第12条 大学に、次に掲げる教育研究施設等を置く。

- 一 附属図書館
- 二 教職キャリア高度化センター
- 三 総合教育臨床センター
- 四 環境教育実践センター
- 五 情報処理センター
- 六 保健管理センター
- 七 教育資料館

2 大学に、教育創生リージョナルセンター機構を置き、その下に前項第二号から第三号までのセンターを置く。

3 大学に附属して次の学校を置く。

- 一 附属幼稚園
- 二 附属桃山小学校
- 三 附属桃山中学校
- 四 附属京都小中学校
- 五 附属高等学校
- 六 附属特別支援学校

(教授会)

第13条 大学に次の教授会を置く。

- 一 教育学部・教育学研究科教授会
- 二 連合教職実践研究科教授会

(副学長、附属施設の長)

第14条 大学に、副学長を置き、理事及び教職員のうちから学長の指名した者をもってこれに充てる。

2 第12条の附属施設にそれぞれ長を置き、教授をもって充てる。

(雑 則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、法人の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 23 日から施行し、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 21 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 22 日から施行し、改正後の第 11 条第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。